

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置

1. 対象車両

- ①対 象 者：原発事故による避難者（被災時に警戒区域等^{※1}を生活の本拠としていた方、及び居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方）
- ②対 象 車 種：全車種（避難者が運転又は同乗している車両）
- ③対 象 走 行：福島県内等の対象インターチェンジを入口又は出口とする走行

- ・ 出口料金所で確認用書面を提示する必要があります。
- ・ 入口料金所、出口料金所では一般レーンを通行する必要があります。
- ・ ETC無線走行では無料措置されません。また、スマートIC（ETC専用IC）から出入りした場合は無料となりません。
- ・ 首都高速、東京外環道など、東北地方のNEXCO路線と一体で料金を徴収されない高速道路は対象外です。

（※1）警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に指定されている、又はされていた区域

2. 対象インターチェンジ

路線名	対象インターチェンジ
東北自動車道	国見、福島飯坂、福島西、二本松、本宮、郡山、郡山南、須賀川、矢吹、白河、加須 ^{かぞ} ※2
磐越自動車道	いわき三和、小野、船引三春、郡山東、磐梯熱海、猪苗代磐梯高原、磐梯河東 ^{かわひがし} 、会津若松 ^{ばんげ} 、会津坂下、西会津
常磐自動車道	山元、相馬、南相馬、広野、いわき四倉、いわき中央、いわき湯本 ^{なこそ} 、いわき勿来、桜土浦※2、常磐富岡、新地、浪江

（※2）福島県双葉郡双葉町からの避難者に限り対象となります。

3. 出口料金所で提示が必要な書面

入口料金所で受け取った通行券とあわせて、下記の書面の提示が必要となります。（原本の提示が必要：コピー不可）

確認事項	必要書面
①避難元	○被災時に警戒区域等を生活の本拠としていた方 被災時に警戒区域等を生活の本拠としていたことを証明する書面 〔 運転免許証、パスポート、健康保険証、住民票の写し、被災証明書、 罹災証明書等の公的機関が発行するもの 〕 ○居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方 特定避難勧奨地点の設定を受けたことを証する公的書面
②本人確認	運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的機関が発行する書面